

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本車輛製造株式会社		コード	7102
提出日	2023/6/9	異動（予定）日	2023/6/29	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	齋藤 勉	社外取締役	○														○		有
2	新美 篤志	社外取締役	○											△					有
3	西畑 彰	社外取締役	○											△					有
4	上田 素之	社外監査役	○								△							新任	有
5	加藤 倫子	社外監査役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	弁護士の資格を有しており、また、当社および他社監査役を務められ、その豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営全般に対し、独立した客観的な立場から、業務執行の監督や有益な助言を行っていただけるものと判断しております。また、同氏は、証券取引所の定める独立性基準、および「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員として指定しました。
2	同氏は、当社の取引先である株式会社ジェイテクトにおいて、2016年6月まで代表取締役会長を務めておりました。なお、直近事業年度における同社の連結売上高に対する当社から同社への支払い金額の割合および当社の連結売上高に対する当社から当社への支払い金額の割合はいずれも1%未満です。	経営者としての豊富な経験および幅広い見識を活かし、当社の経営全般に対し、独立した客観的な立場から、業務執行の監督や有益な助言を行っていただけるものと判断しております。また、同氏は、証券取引所の定める独立性基準、および「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員として指定しました。
3	同氏は、当社の取引先である株式会社三井E&Sホールディングスにおいて、2019年6月まで取締役を務めておりました。なお、直近事業年度における同社の連結売上高に対する当社から同社への支払い金額の割合および当社の連結売上高に対する当社から当社への支払い金額の割合はいずれも1%未満です。	企業経営に関する豊富な経験および幅広い見識を活かし、当社の経営全般に対し、独立した客観的な立場から、業務執行の監督や有益な助言を行っていただけるものと判断しております。また、同氏は、証券取引所の定める独立性基準、および「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員として指定しました。
4	同氏は、当社の取引先銀行である株式会社三菱UFJ銀行の執行役員を2023年まで務めていました。なお、直近事業年度末において当社は同行から借入を行っておりません。	企業経営および財務、会計などに関する豊富な経験および幅広い見識を有し、当社監査役業務に活かしていただけるものと判断しております。また、同氏は、証券取引所の定める独立性基準、および「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員として指定しました。
5	該当なし	弁護士の資格を有しており、その豊富な経験と高い見識を有し、当社監査業務に活かしていただけるものと判断しております。また、同氏は、証券取引所の定める独立性基準、および「その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員として指定しました。

## 4. 補足説明

【社外役員の独立性基準】
当社は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。
1. 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、その他の使用人（以下「業務執行者」という）である者、または最近10年間に当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の親会社およびその子会社（当社を除き、以下「兄弟会社」という）の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人である者（以下取締役等という）、または最近10年間に当社親会社および兄弟会社の取締役等であった者
3. 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を有する株主もしくは当該株主が法人（当社の親会社を除く）である場合にはその取締役等である者、または最近5年間に当社親会社もしくはその取締役等であった者
4. 次のいずれかに該当する法人等の業務執行者 (1) 当社グループの製品等の販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超える取引先 (2) 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
6. 当社グループから最近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
7. 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者
8. 就任前3年間に、上記4から7までのいずれかに該当していた者
9. 上記1から8までのいずれかに該当する者のうち、取締役、監査役、執行役員、執行役員、支配人その他重要な使用人の配偶者または二親等内の親族
10. 当社グループから社外役員を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、執行役員または執行役員
11. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。